

2024年10月21日

各位

会社名 株式会社マナビインテリアーツ
(コード番号 7113 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 塚田 徹
問合せ先 総務部長 奴田原 隆
TEL 072-669-6771
URL <https://www.manacs.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月21日付の「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催のお知らせ」にてお知らせのとおり、2024年12月13日開催予定の臨時株主総会で承認可決することを条件として、監査役設置会社に移行する予定です。これに伴い、本日開催の取締役会において、臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (<u>削除</u>) 第5条 (現行どおり)

第2章 株式

第6条～第12条（条文省略）

第3章 株主総会

第13条～第18条（条文省略）

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第19条 当社の監査等委員でない取締役は、7名以内、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

5 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

6 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第2章 株式

第6条～第12条（現行どおり）

第3章 株主総会

第13条～第18条（現行どおり）

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

（削除）

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（削除）

（削除）

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(削除)

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

(削除)

5 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の残任期間と同一とする。
(代表取締役および役付取締役)

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の残任期間と同一とする。
(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 (条文省略)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

第25条～第28条 (条文省略)

第25条～第28条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (条文省略)

第30条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務

(削除)

執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員および監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第34条 監査等委員会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

（監査等委員会規則）

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

（監査等委員会議事録）

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（新設）

（削除）

第5章 監査役

（監査役の数）

第31条 当社の監査役は5名以内とする。

（監査役の選任及び解任の方法）

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削除)

第6章 会計監査人

(選任および解任の方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任および解任を行う。

2 会計監査人の選任および解任の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

3 監査等委員会は、会計監査人が法令で定める事由に該当する場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任することができる。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の過半数の同意を得て定める。

第7章 計算

第40条～第43条 (条文省略)

第6章 計算

第36条～第39条 (現行どおり)

2.定款変更の日程

定款変更に係る取締役会決議	2024年10月21日（本日）
定款変更のための株主総会開催日	2024年12月13日（予定）

3.その他

本定款変更の効力は、2024年12月13日開催予定の当社臨時株主総会において、定款変更議案が原案どおり承認可決され、総会の終結の時をもって発生いたします。

以上